



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

149	令和元年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集	(総務課).....	1
150	住持中左近両溜池土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
151	保安林の指定	(森林整備課).....	3
152	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	3
153	道路の区域変更	(道路保全課).....	3
154	道路の供用開始	( " ).....	4
155	道路の区域変更	( " ).....	4
156	道路の供用開始	( " ).....	5
157	道路の区域変更	( " ).....	5
158	〃	( " ).....	5
159	〃	( " ).....	6
160	〃	( " ).....	6
161	〃	( " ).....	7
162	道路の位置の指定	(都市政策課).....	7
163	南紀・はまゆう統合支援学校(仮称)仮設校舎等貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(教育委員会).....	7

### ○ 選挙管理委員会告示

*15	参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部改正	.....	9
*16	衆議院議員選挙執行規程(平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号)の一部改正	.....	12

### ○ 訓令

*1	和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令	(総務課).....	14
----	-----------------------	------------	----

### ○ 公告

	入札公告	(教育委員会).....	14
--	------	--------------	----

## 告 示

### 和歌山県告示第149号

和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年和歌山県規則第90号)第21条第2項の規定に基づき、令和元年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集に関し必要な事項を次のとおり告示する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

#### 1 募集期間

令和元年7月1日(月)から同月31日(水)まで

#### 2 提案の対象となる個人情報ファイル

提案の対象となる個人情報ファイルである旨を記載した個人情報ファイル簿一覧については、和歌山県総務部総務管理局総務課のホームページ(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/filebo.html>)に掲載の「個人情報ファイル簿一覧」に掲載する。

## 3 提案の方法等

令和元年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱のとおり

(令和元年度「実施機関非識別加工情報」に関する提案の募集要綱は省略し、和歌山県情報公開コーナーに備え置いて縦覧に供するとともに、和歌山県総務部総務管理局総務課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/010100/kojin/kjhome/hisikibetu.html>) に掲載する。)

## 和歌山県告示第150号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、住持中左近両溜池土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員(平成31年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	阪井勝之	岩出市根来1258番地
理事	橋本哲哉	岩出市根来1160番地
理事	和田安子	岩出市根来884番地
理事	下津好宏	岩出市根来1240番地
理事	松本正	岩出市根来1064番地
理事	星野秀雄	岩出市根来1176番地の3
理事	増尾成紀	岩出市堀口52番地の3
理事	土生川覚弥	岩出市波分112番地
理事	室谷壽彦	岩出市金屋153番地の2
理事	宮本雅史	岩出市赤垣内84番地の1
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	久米利夫	岩出市安上280番地
理事	勢田幸治	岩出市安上179番地の1
理事	高井勝幸	岩出市西安上106番地の1
理事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1
監事	土生佳之	岩出市波分121番地
監事	辻上泰寛	岩出市根来1675番地の2
監事	田村秀雄	岩出市安上110番地の1

## 2 就任した役員(平成31年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	阪井寿幸	岩出市根来499番地
理事	阪井勝之	岩出市根来1258番地
理事	崎山雅弘	岩出市根来1351番地
理事	西口正芳	岩出市根来1197番地
理事	竹田茂治	岩出市根来1226番地
理事	平野建	岩出市根来1377番地
理事	西達也	岩出市堀口105番地
理事	土生川維啓	岩出市波分105番地
理事	福田輝章	岩出市湯窪76番地の2
理事	室谷壽彦	岩出市金屋153番地の2
理事	宮本雅史	岩出市赤垣内84番地の1

理事	福山隆夫	岩出市安上264番地
理事	栗山豊治	岩出市安上79番地
理事	勢田隆司	岩出市安上180番地の1
理事	高井勝幸	岩出市西安上106番地の1
監事	中井康夫	岩出市根来740番地の3
監事	土生川覚弥	岩出市波分112番地
監事	池浦清隆	岩出市金池363番地の1

**和歌山県告示第151号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字長谷川字込谷1547の4、1547の51、1547の52
  - 指定の目的 土砂の流出の防備
  - 指定施業要件
    - 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
      - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第152号**

平成31年和歌山県告示第401号（以下「告示第401号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を串本町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 所在が不明である通知の相手方
  - 芝地良壽
  - 坂畑傳右衛門
  - 垣本正美
  - 佐藤得四郎
  - 水口明
- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
  - 告示第401号のとおり

**和歌山県告示第153号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
日高郡印南町大字高串字井之浦307番3地先から同町大字田ノ垣内字賀森37番12地先まで	旧	3.70 } 58.40	2,702.10	
日高郡印南町大字高串字井之浦307番7地先から同町大字田ノ垣内字賀森37番12地先まで	旧	9.10 } 50.90	1,269.30	高串トンネル L=320.00 下高串橋 L=78.00 上田ノ垣内橋 L=99.00 中田ノ垣内橋 L=55.00 下田ノ垣内橋 L=63.00
同上	新	9.10 } 50.90	1,269.30	高串トンネル L=320.00 下高串橋 L=78.00 上田ノ垣内橋 L=99.00 中田ノ垣内橋 L=55.00 下田ノ垣内橋 L=63.00

和歌山県告示第154号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 425号

供用開始の区間 日高郡印南町大字高串字井之浦307番7地先から同町大字田ノ垣内字賀森37番12地先まで

供用開始の期日 令和元年6月18日

和歌山県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

御坊市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪593番2地先まで	旧	6.65 } 7.12	228.20	
同上	新	12.70 } 13.32	228.20	

**和歌山県告示第156号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 御坊市湯川町小松原字瀬崎坪578番6地先から同市湯川町小松原字瀬崎坪593番2地先まで

供用開始の期日 令和元年6月18日

**和歌山県告示第157号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智山勝浦線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡那智勝浦町大字那智山字伏拜88番1地内	旧	8.80 } 14.60	26.40	
同上	新	10.10 } 28.70	26.40	

**和歌山県告示第158号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字清水 938番4地先から同町大字上津木 字清水948番5地先まで	旧	4.67 } 14.01	161.85	
同上	新	9.67 } 26.52	158.95	

## 和歌山県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字柳渕 851番9地先から同町大字上津木 字清水924番2地先まで	旧	3.95 } 16.07	479.97	
同上	新	10.23 } 30.48	479.97	

## 和歌山県告示第160号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 井関御坊線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡広川町大字上津木字前田 羅498番1地先から同町大字上津 木字的場665番4地先まで	旧	3.99 } 16.10	585.27	
同上	新	5.77 } 56.32	585.27	

## 和歌山県告示第161号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 生石公園線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字生石字瀧谷 335番11地先から同町大字生石 字倉根谷383番3地先まで	旧	2.61 ） 16.84	572.54	
同上	新	7.09 ） 25.38	549.98	

## 和歌山県告示第162号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3474	有田市宮原町新町字中筋22 6番の一部、水路	有田市糸我町西558番地 株式会社南元 代表取締役 宮井としみ	令和 元. 6. 5	5.00	35.00

## 和歌山県告示第163号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び業務の内容

- (1) 業務の名称

南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務

- (2) 業務の内容

南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、令和元年6月18日現在において次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
  - (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - (3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。
    - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
    - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
    - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
    - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
    - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
    - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
  - (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
  - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
  - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
  - (7) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
  - (8) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
  - (9) 入札公告の日から過去5年間に於いて、この入札に係る業務と同種同等規模の契約を締結し、かつ、これを誠実に履行した実績（民間企業等の実績を含む。）がある者であること。
- 3 資格審査申請書類及びその配布方法等
- (1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
    - ア 一般競争入札参加資格審査申請書
    - イ 業務概要調書
    - ウ 業務実績調書
    - エ 役員等に関する調書
    - オ 使用印鑑届
    - カ 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票
    - キ 印鑑証明書
    - ク 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書
      - (ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
      - (イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目
      - (ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年分の市町村民税）
    - ケ 申請日の属する事業年度の直前の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあっては青色

申告書又は白色申告書の写し)

コ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

サ 2の(9)に掲げる契約実績を証する書類(業務内容、規模等が明確に分かる契約書、仕様書等)の写し

(2) (1)に掲げる書類のうち官公署の証明に係るものについては、発行後3か月以内の原本に限る。

(3) 資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱(平成20年和歌山県告示第1261号)に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)14リース・レンタル(小分類)1建物リース・レンタル」に記載されている者にあつては、和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写しを提出することにより、(1)のイからケまでに掲げる申請書類に代えることができる。

(4) (1)のアからオまで及びコに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、令和元年6月18日(火)から同月24日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(5) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、令和元年6月18日(火)午前9時から同月21日(金)午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

#### 4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

令和元年6月18日(火)から同月24日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、資格審査申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送の場合にあつては、令和元年6月24日(月)午後5時30分までに5に掲げる場所に必着しなければならない。

#### 5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県教育庁教育総務局総務課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001101@pref.wakayama.lg.jp

#### 6 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書により令和元年6月27日(木)までに通知する。

#### 7 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、令和元年7月8日(月)までに、書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答については、令和元年7月11日(木)までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第15号

参議院議員選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

参議院議員選挙執行規程(平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第38号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請の方法) 第16条 候補者は、法第168条第1項の規定により選挙区選出議員選挙の選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、<u>掲載文に候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)2葉を添え、又は当該写真を記録し、別記第11号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の作成の方法) 第17条 掲載文は、県委員会が交付する別記第12号様式<u>の原稿用紙(同様式に準じた電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、又は記録しなければならない。</u></p> <p>2 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。</p> <p>3 氏名欄には、候補者の氏名を縦書で記載し、<u>又は記録しなければならない。</u></p> <p>4 掲載文には、写真欄に掲載する写真以外の写真は掲載することができない。</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限) 第18条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することのできる面積(写真欄及び氏名欄を除く。)のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正等) 第19条 県委員会は、候補者から提出された掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は<u>掲載文を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>第20条 削除</p>	<p>(掲載の申請の方法) 第16条 候補者は、法第168条第1項の規定により選挙区選出議員選挙の選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、<u>掲載文1通に候補者の写真(おおむね縦、横4センチメートル)2葉を添え、別記第11号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(掲載文の作成の方法) 第17条 前条の掲載文は、県委員会が交付する別記第12号様式<u>の原稿用紙1枚により記載しなければならない。</u></p> <p>2 前条の掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。</p> <p>3 前条の掲載文の氏名欄には、候補者の氏名を縦書で記載しなければならない。</p> <p>4 前条の掲載文には、写真欄に掲載する写真以外の写真は掲載することができない。</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限) 第18条 第16条の掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が前条に規定する原稿用紙に掲載文を記載することのできる面積(写真欄及び氏名欄を除く。)のおおむね2分の1を超えてはならない。</p> <p>(掲載文の訂正等) 第19条 県委員会は、候補者から提出された第16条の掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は次条の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</p> <p>2 略</p> <p>(印刷の方法等) 第20条 選挙区選出議員選挙の選挙公報は、候補者から提出された掲載文及び写真を写真製版により印刷するものとする。</p> <p>2 候補者は、前項の選挙公報の印刷の体裁について指定することができない。</p>

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式(第16条関係)

(選挙公報掲載申請書)

## 選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所  
候補者  
氏名 ㊟

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行参議院和歌山県選挙区選出議員選挙
- 2 掲載文及び写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者

連絡責任者氏名

連絡先

電話番号 ( ) —

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

衆議院議員選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年6月18日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

衆議院議員選挙執行規程（平成8年和歌山県選挙管理委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(申請の方法) 第18条 候補者は、法第168条第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、<u>掲載文</u>に候補者の写真（おおむね縦、横4センチメートル）2葉を添え、又は当該写真を記録し、別記第15号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</p> <p>(掲載文の作成の方法) 第19条 <u>掲載文は、県委員会が交付する別記第16号様式</u>の原稿用紙（同様式に準じた電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下「原稿用紙」という。）に記載し、又は記録しなければならない。 2 掲載文は、<u>無彩色で記載し、又は記録</u>しなければならない。 3 氏名欄には、<u>候補者の氏名を縦書で記載し、又は記録</u>しなければならない。 4 略</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限) 第20条 <u>掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、当該候補者が原稿用紙に掲載文を記載し、又は記録することのできる面積（写真欄及び氏名欄を除く。）のおおむね2分の1を超えてはならない。</u></p> <p>(掲載文の訂正等) 第21条 県委員会は、候補者から提出された掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は<u>掲載文を印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</u> 2 略</p> <p>(啓発事項の掲載) 第22条 <u>選挙公報には、その余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を掲載することができる。</u></p>	<p>(申請の方法) 第18条 候補者は、法第168条第1項の規定により選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとするときは、<u>掲載文1通</u>に候補者の写真（おおむね縦、横4センチメートル）2葉を添え、別記第15号様式による申請書を県委員会に提出しなければならない。</p> <p>(掲載文の作成の方法) 第19条 <u>前条の掲載文は、県委員会が交付する別記第16号様式</u>の原稿用紙1枚により記載しなければならない。 2 掲載文は、<u>黒色の色素により記載</u>しなければならない。 3 氏名欄には、<u>候補者の氏名を縦書で記載</u>しなければならない。 4 略</p> <p>(掲載文の図等の面積の制限) 第20条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載する場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、<u>当該候補者が前条に規定する原稿用紙に掲載文を記載することのできる面積（写真欄及び氏名欄を除く。）のおおむね2分の1を超えてはならない。</u></p> <p>(掲載文の訂正等) 第21条 県委員会は、候補者から提出された掲載文が前2条の規定に違反している場合、又は<u>次条の規定によって印刷したときにおいて、文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合においては、候補者に対し、当該部分の訂正を求めることができる。</u> 2 略</p> <p>(印刷の方法等) 第22条 選挙公報は、<u>候補者から提出された掲載文を写真製版により印刷するものとする。</u> 2 <u>候補者は、選挙公報の印刷の体裁について指定することができない。</u> 3 <u>選挙公報には、その余白に選挙に関する啓発、周知等の事項を登載することができる。</u></p>

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式(第18条関係)

(選挙公報掲載申請書)

## 選挙公報掲載申請書

年 月 日

和歌山県選挙管理委員会委員長 様

住所  
候補者  
氏名 ㊟

公職選挙法第168条第1項の規定により、選挙公報に掲載を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 選挙名 年 月 日執行衆議院(小選挙区選出)議員 選挙
- 2 掲載文及び写真 別添のとおり
- 3 連絡責任者

連絡責任者氏名

連絡先

電話番号 ( ) —

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 訓 令

### 和歌山県訓令第1号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公文書管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第3号様式から別記第6号様式までの規定、別記第8号様式から別記第10号様式までの規定、別記第12号様式、別記第13号様式、別記第15号様式、別記第16号様式及び別記第19号様式から別記第26号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

## 公 告

### 入 札 公 告

南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年6月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 事業年度

令和元年度から令和2年度まで

##### (2) 業務の名称

南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務

##### (3) 業務の内容

南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

#### 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

令和元年和歌山県告示第163号に規定する南紀・はまゆう統合支援学校（仮称）仮設校舎等賃貸借業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

#### 3 契約条項を示す場所及び期間

##### (1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館6階

和歌山県教育庁教育総務局総務課

##### (2) 期間

令和元年6月18日（火）から同月24日（月）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県

条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

#### 4 入札説明書を交付する場所及び期間等

##### (1) 場所

3の(1)に同じ。

##### (2) 期間

3の(2)に同じ。

(3) 入札説明書について質問がある者は、令和元年6月18日（火）午前9時から同月21日（金）午後5時までの間に和歌山県教育庁教育総務局総務課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

#### 5 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

##### ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁北別館5階 会議室5-A

##### イ 入札日時

令和元年6月28日（金）午前10時30分

##### ウ 開札場所

アに同じ。

##### エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵送による入札書の提出を行う者は、この一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年6月28日（金）午前9時までに和歌山県教育庁教育総務局総務課へ必着するように行わなければならない。

#### 6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

#### 8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 9 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者

のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

#### 10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県教育庁教育総務局総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 11 契約書の要否

要

#### 12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

#### 13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

##### ア 名称

和歌山県教育庁教育総務局総務課

##### イ 所在地

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3648

ファクシミリ番号 073-432-4517

電子メールアドレス e5001101@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

#### 14 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required :

Lease of temporary school buildings of Nanki· Hamayu integrated school (tentative name) for Special Needs Education, etc. 1 set

- (2) Time limit for tender :

10:30 a.m. 28 June 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 9:00 a.m. 28 June 2019)

- (3) Contact point for the notice :

General Affairs Division of Wakayama Prefectural Board of Education,

1-2-1 Minatodoricho Kita Wakayama City, 640-8262, Japan

TEL 073-441-3648

FAX 073-432-4517

e-mail e5001101@pref.wakayama.lg.jp